

8 神栖市地域防災計画改訂等業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 業務の目的

本業務は、令和6年に発生した能登半島地震や令和7年度に発生した大船渡林野火災など近年の大規模災害の経験と防災における社会情勢の変化等に応じて、上位関連計画及び関係法令等との整合性を図りながら、現行の地域防災計画の改訂を行うとともに、職員初動マニュアル、受援マニュアル、遺体取扱・収容所開設運営マニュアルの改訂や庁内タイムラインの作成を行うことで本市の更なる防災力向上を目的とする。

2. 業務の概要

- (1) 業務名 8 神栖市地域防災計画改訂等業務委託
- (2) 業務内容 「8 神栖市地域防災計画改訂等業務委託 仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和9年3月12日まで。ただし、履行期間内に提出を求める成果物等の納期限は協議により定める。
- (4) 提案上限額 12,630,000円（消費税及び地方消費税を含む）
なお、この金額は契約金額の限度を示すものであり、本市がこの金額で契約することを約束するものではない。また、参考見積書の金額が、見積限度額を超過した場合は失格とする。

3. 担当部署（提出・問合せ先）

〒 314-0192 茨城県神栖市溝口4991番地5
神栖市生活環境部防災安全課 担当：田中
TEL：0299-90-1126 / FAX：0299-92-4917
E-mail：boan@city.kamisu.ibaraki.jp

4. 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。

- (1) 地方公共団体の発注による地域防災計画の策定又は改訂業務を過去5年以内において、元請として受注した実績を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく市の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 公告日現在において、神栖市建設工事及び委託業務等の契約事務に関する規程（平成12年神栖町訓令第6号）に基づく入札参加資格停止措置を受けていない者及び茨城県の指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立がなされている者、破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。（再生手続開始決定がなされ、競争参加資格の再認定を受

けた者を除く。)

- (5) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。
- (6) 市内に営業所を有する者は、市納税義務に対し完納していること。

5. 日程

- (1) 公告 令和8年4月 8日（水）
- (2) 参加表明書提出期間 令和8年4月 8日（水）～4月21日（火）15時必着
- (3) 質問受付期間 令和8年4月 8日（水）～4月15日（水）15時必着
- (4) 質問回答 令和8年4月17日（金）
- (5) 企画提案書等提出期間 令和8年4月21日（火）～4月27日（月）15時必着
- (6) 第1次審査 令和8年4月28日（火）
- (7) 第1次審査結果通知 令和8年5月 1日（金）予定
- (8) 第2次審査 令和8年5月13日（水）予定
- (9) 第2次審査結果通知 令和8年5月15日（金）予定
- (10) 契約締結 令和8年5月19日（火）予定

6. 参加表明書及び資格確認書類等の提出について

参加希望者は、次により参加表明書及び資格確認に必要な書類を提出する。

- (1) 提出書類・必要部数：参加表明書（様式1号）・1部
- (2) 提出期間：令和8年4月8日（水）～令和8年4月21日（火）15時必着
- (3) 提出方法：持参又は郵送
- (4) 提出先：神栖市 生活環境部 防災安全課（前記3参照）
- (5) 辞退届の提出

参加表明書提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する者は、辞退届を次の方法で提出すること。なお、この場合でもその他の事業において不利益を被ることはないものとする。

- ①提出書類 辞退届（様式10号）
- ②提出方法 持参又は郵送
- ③提出先 神栖市 生活環境部 防災安全課（前記3参照）

7. 質問と回答

- (1) 提出期間：令和8年4月8日（水）～令和8年4月15日（水）15時必着
- (2) 質問書の提出

本プロポーザル（企画提案書の策定等）に関する質問は、質問書（様式2号）により提出すること。なお、電子メール送信後、必ず電話にて送信の旨を連絡すること。

(3) 提出方法

電子メールにて提出すること。他の方法による質問は一切受け付けない。

電子メールの件名は「8 神栖市地域防災計画改訂等業務委託に係る公募型プロポーザルに関する質問」とすること。

(4) 提出先：神栖市 生活環境部 防災安全課（前記3参照）

(5) 回答方法

質問に対する回答は、令和8年4月17日（金）にホームページにて公表する。

なお、質問に対する回答は、本業務の実施要領及び仕様書等の追加又は修正事項とみなす。

8. 企画提案書の作成及び提出

(1) 提出書類

①企画提案書表紙（様式3号）

代表者印押印の上、企画提案書の鑑表紙として提出すること。

②会社概要（様式4号）

③業務実績（様式5号）

直近5ヵ年の地域防災計画、職員初動マニュアル等の策定又は改訂の契約実績を最大10件まで記載すること。

なお、契約実績の内容が確認できる書類（契約書の写し等）を添付すること。

④業務実施体制（様式6号）

業務の実施体制、分担業務の内容について記載すること。

⑤配置予定担当者調書（様式7号）

総括責任者及び担当者の氏名、経歴、実績等について記入すること。なお、保有資格については、証明できる書面の写しを添付すること。

⑥再委託調書（様式8号）

再委託する場合のみの提出とする。

⑦工程表（様式9号）

⑧企画提案書（任意様式）

⑨参考見積書（任意様式）

(2) (1) ⑧企画提案書に係る作成要領

- ・用紙はA4版、横書き、文字サイズ11ポイント以上とする。
- ・表紙を除いて20ページ以内で両面印刷とする。
- ・A3版の資料を挿入する場合は、片面印刷とし、A4版2ページ分とカウントする。
- ・提案趣旨やアピールしたいポイントなどを簡潔にわかりやすく記述し、意思表示は明確にすること。
- ・資料は、必要最低限に留めること。

(3) 提出部数

①～⑨の順序で製本し、インデックスを付け、簡易なA4ファイルで提出すること

- ・正本 1部（代表者印押印のもの）

- ・副本 5部（正本の写し）
- (4) 提出期間：令和8年4月21日（火）～令和8年4月27日（月）15時必着
※土曜・日曜・祝日を除く、9時から16時までの間とする。
- (5) 提出方法：持参又は郵送
- (6) 提出先：神栖市 生活環境部 防災安全課（前記3参照）

9. 審査方法

プロポーザルの審査は、以下のとおりとする。

(1) 審査委員会の設置

業務の履行に最も適した契約の相手方となる候補者を、厳正かつ公正に決定するため、本プロポーザルの審査委員会を設置する。

(2) 第1次審査（書類審査）

提出された企画提案書等を下記10.（1）～（3）で示す審査基準に基づいて審査し、高い評価を得た提案者から順に上位3者を選考し第2次審査参加者として決定する。

ただし、企画提案者が3者以下である場合は、第1次審査を省略し、第2次審査において書類審査及びプレゼンテーション等による審査を実施できるものとする。

①実施日：令和8年4月28日（火）

(3) 第2次審査（プレゼンテーションによる最終審査）

第1次審査により選考された者が企画提案についてのプレゼンテーションを行い、下記の10.（4）及び（5）で示す審査基準に基づいて評価し、第1次審査及び第2次審査の評価点数の合計が最も高い提案者を受託候補者とし、第2位の提案者を次順位者とする。

①日時：令和8年5月13日（水）予定

②開始時間：後日通知する。

③場所：神栖市役所 本庁舎4階第二委員会室（予定）

④所要時間

1事業者につき、35分以内とする。

・準備：5分以内

・企画提案プレゼンテーション：20分以内

・質疑応答：10分以内

⑤内容：企画提案書の説明

⑥参加人数：統括責任者を含む3名までとし、本件業務の統括責任者又は担当者が説明及び質疑応答を行うものとする。

⑦使用機器：PCは参加者が持参し、プロジェクター、スクリーンは神栖市が用意する。

(4) 審査結果の通知

①第1次審査：参加者全員に対し、審査結果を電子メール及び書面により通知する。

（通知予定日：令和8年5月1日（金） [予定] ）

②第2次審査：参加者全員に対し、審査結果を電子メール及び書面により通知する。

（通知予定日：令和8年5月15日（金） [予定] ）

(5) 参加者が1提案者の場合について

審査において、各審査委員の合計点の平均が50点以上であれば、プロポーザル実施要領、仕様書等を満たすと判断し、その提案者を受託事業者として決定する。

10. 審査基準

本プロポーザルは、以下の審査基準に基づき審査する。

審査項目	配点	評価基準
(1) 業務実績	10	①本業務を遂行可能と判断できる十分な実績を有しているか。
(2) 実施体制	5	①業務を適正かつ確実に実施するための体制が整っており、業務に関する信頼性や高い遂行能力が期待できるか。
(3) 見積価格	5	①業務内容に係る経費が適正かつ妥当な価格であるか。
(4) 企画提案の内容	60	①仕様書記載の業務内容について全て提案され、趣旨を理解した適切な提案となっているか。 ②業務の工程管理は工夫され、実効性の高い提案となっているか。 ③法改正や上位計画の動向、神栖市の現況、特性、課題を的確に把握し、本業務に反映させるような提案がなされているか。 ④庁内タイムライン作成について、実効性の高い提案がなされているか。
(5) プレゼンテーションの内容	20	①プレゼンテーションが解り易く、説得力があるか。 ②知識・経験に裏付けられた、実現可能な提案であるか。 ③本業務に対する取組意欲が高く、熱意が感じられるか。

※配点の詳細については、非公表とする。

11. 失格事項

本プロポーザルの提案者又は提出された提案書が、次の各号のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
- (3) 提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
- (4) プレゼンテーションに出席しなかったもの
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- (6) 参考見積書の金額が、2. 業務の概要 (4) 提案上限額を超過したもの

1 2. 契約

受託候補者選定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。

また、受託候補者が辞退その他の理由で契約ができない場合は、次順位者と契約の交渉を行う。

なお、随意契約に係る協議の際には、事業者はあらためて見積書を提出するものとする。

1 3. その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- (3) 提出書類は返却しないととも、提出者の選定以外には提出者に無断で使用しない。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
- (5) 「業務実施体制（様式6号）」に記載した配置予定の総括責任者及び担当者は、原則として変更できないものとする。

なお、やむを得ない理由により変更する場合には、神栖市と協議の上、決定するものとする。

- (6) 神栖市情報公開及び個人情報保護に関する条例（平成11年神栖町条例第1号）に基づく公開請求があった場合は、原則として公開の対象となる。

ただし、提案者が事業を営む上で、正当な利益を害すると認められる情報は非公開となる場合がある。

なお、本プロポーザルの受託候補者選定前において、決定に影響するおそれがある情報については決定後の公開とする。

1 4. 企画提案書等の著作権の取扱

企画提案書等の著作権等については、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。
ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は、受託先にあらかじめ通知することにより、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。
- (2) 市は提出された企画提案書等について、神栖市情報公開条例の規定による請求に基づき、第三者に公開することができるものとする。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非公開となる場合がある。なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響するおそれがある情報については決定後の公開とする。